

本地地域力向上委員会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、本地地域力向上委員会（以下「委員会」という）と称し、事務所を瀬戸市駒前町2番地におく。

(目的)

第2条 委員会は、本地地域の地域向上のための施策を計画、執行することにより、明るく住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は本地地区の在住者によって組織し、次にあげる会員をもって構成する。

- (1) 各町内から選出された者
- (2) 各種団体から選出された者
- (3) 委員会の趣旨に理解があり、かつ熱意のあるもので会長が推薦する者

(事業)

第4条 委員会は第2条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

- (1) 瀬戸市地域力向上プラン推進に伴う本地地域力アクションプランの策定
- (2) アクションプランに基づく地域力向上活動の実施
- (3) 地域内の各種団体との連携協力体制の構築
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事業

(部会)

第5条 委員会に次の部会を置く。

- (1) 防火・防犯部会
- (2) 環境・交通部会
- (3) 子育て・福祉部会
- (4) 広報部会
- (5) 地域交流部会
- (6) 他、臨時部会等

(役員)

第6条 委員会に次の役職員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 部長・副部長 | 15名以内 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 会 計 | 1名 |
| (6) 書 記 | 1名 |
| (7) 監 査 | 2名以内 |

(役職員の職務)

第7条

1. 会長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長不在の場合はその職務を代行する。
3. 部長及び副部長は、会長の命を受け会務を分担する。
4. 事務局長は、会長の命を受け委員会の議事を運営する。
5. 書記は、会長の命を受け委員会の書記を担当する。
6. 会計は、会長の命を受け委員会の会計を担当する。会計は副会長が兼務する。
7. 監査は、委員会の会計を監査する。

(役職員の選任)

第8条

1. 会長、副会長及び監査は、総会において会員の互選によって定める。
2. 部長、副部長及び事務局長、書記は、会長が会員の中から委嘱する。

(役職員の任期)

第9条

1. 役職員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
2. 役職員の欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第10条 委員会の会議は、総会・三役会・役員会とする。

(総 会)

第11条

1. 総会は、会員全員をもって構成し、次の事項を協議し決定する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関すること
 - (2) 予算及び決算に関すること
 - (3) 役職員の選出に関すること
 - (4) 規約の変更に関すること
 - (5) その他第2条の目的を達成するための重要事項に関すること
2. 総会は年1回以上会長が招集し、会員の過半数が出席または委任状を提出することで成立する。
3. 総会の議長は、出席した会員の中から選任する。
4. 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(三役会)

第12条

1. 三役会は、会長、副会長、および事務局長、書記により構成し、委員会の運営に関する基本事項を協議する。
2. 三役会は、会長が必要と認めた時に開催する。

(役員会)

第13条

1. 役員会は、役員及び参与、顧問で構成し事業の執行状況の確認、報告と情報交換を行う。
2. 役員会は、会長が必要と認めた時に開催する。

(参 与, 顧 問)

第 1 4 条

1. 委員会に参与、顧問を置くことができる。
2. 参与、顧問は、会長が総会の同意を得て委嘱する。
3. 参与、顧問は、会長の求めに応じ、委員会の運営に関与するものとする。

(会 計)

第 1 5 条

1. 委員会の経費は、補助金その他の収入を持って充てる。
2. 委員会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(雑 則)

第 1 6 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(附 則)

この規約は平成27年4月1日から施行する。

この規約は平成29年4月1日から施行する。

この規約は平成30年4月1日から施行する。

この規約は平成31年4月1日から施行する。

この規約は令和2年4月1日から施行する。